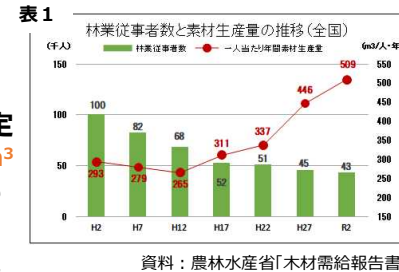


## 現 状

### 【林業・木材産業分野】

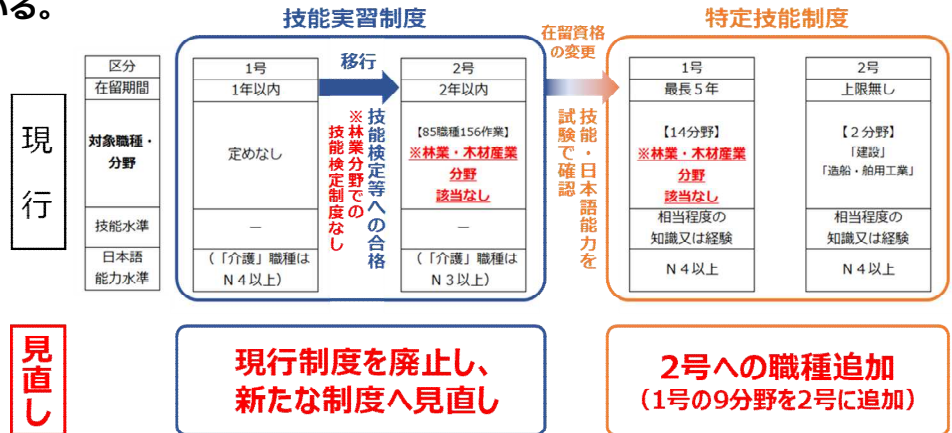
- 我が国では森林資源が年々充実し、その活用が地域の経済活動に寄与  
⇒森林・林業基本計画において国産材供給量（2030年：4,200万m<sup>3</sup>）の目標を設定  
※R3 国産材供給量：3,372万m<sup>3</sup>
- 林業・木材産業分野では、効率的な作業システムの導入等により生産性が向上するもの、担い手は減少（表1、表2）
- 木材産業分野の木材加工職種(機械製材作業)は、近々、技能実習制度2号の対象職種として先行追加予定。また、林業分野で技能検定制度の創設が進められている。



### 【外国人材の受け入れに係る制度をめぐる動き】

#### 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 中間報告書（R5.4.19修正案）で示された検討の方向性

- 技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成を目的とする新制度の創設を検討。
- 新制度の対象職種や分野は特定技能制度と一致させる。
- 外国人労働者の日本語能力向上に向けた取り組みを充実。  
⇒ 令和5年秋を目処に最終報告書を取りまとめ



## 課 題

### 【担い手の確保・育成】

- 我が国の充実した森林資源を活用するためには、素材等の生産の拡大が必要であるが、担い手が減少しており、先進林業機械を活用した効率的な作業システムにも対応できる外国人材の確保・育成が必要。
- 現行の技能実習制度では、2号対象職種として設定されていないため、実習生が1年で帰国しなければならず、人材の確保や育成が十分に行えない。
- 林業・木材産業分野は、他産業と比較して労働災害の発生率が高く、特に林業分野については全産業平均の約10倍（全産業2.7%、林業24.7%）となっているため、受け入れにあたっては適切な安全教育及び労働環境の整備が必要。

### 【政策提言】

- 1 外国人材の受け入れの前提となる林業分野における技能検定制度を早期に創設すること。
- 2 技能実習制度における2号対象職種への追加と並行して、新たな制度及び特定技能制度において種苗生産を含む林業・木材産業分野を対象職種として追加すること。
- 3 外国人材の受け入れを円滑に進められるよう安全教育及び労働環境の整備※を支援すること。  
※例えば、外国語の教材作成、指導者の配置、仮設トイレや休憩施設の設置など

